

お知らせ なんたん



第54号(3の1)平成20年4月11日発行

今回のお知らせ内容

3の1枚目(緑色)

- 【表】・軽自動車税の納税証明書について
・総合相談センター「みちしるべ」のご案内
・証明書発行や戸籍届出等に本人確認書類が必要です
・平成20年度労働保険年度更新のお知らせ
・平成21年歌会始のお題は「生」

- 【裏】・9ちゃんねる番組表(4月16日~30日)

3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・5月の乳幼児対象保健事業日程表
・入学祝金の申請は6月30日までです
・平成20年度母子家庭奨学金等支給申請のご案内
・短期間ドック利用助成のご案内
・南丹市福祉タクシー利用券の交付申請について

- 【裏】・ランナーにご声援をお願いします
・口丹波勤労者福祉会館「ヒップホップダンス教室」
・丹波自然運動公園からのお知らせ
・ごみ袋等収集物品販売店のご案内

3の3枚目(青色)

- 【表】・日吉町郷土資料館臨時職員を募集します
・平成20年度自衛官等募集のご案内
・平成20年度調理技術技能評価試験実施のご案内
・平成20年度日吉町生涯学習センター事業のご案内
・平成20年度京都府警察官等採用試験のご案内

- 【裏】・「第21回そのべ龍神まつり」にお越しく下さい
・第3回「町家工芸市」開催のご案内
・第一回口丹波小学生将棋名人戦 出場者募集
・氷室の郷『2008 わんぱくDAY』のお知らせ

【特別号】(白色)

- ・平成20年度主な見直し事業について

軽自動車税の納税証明書について

軽自動車税の納税通知書(口座振替以外)には、納付後すぐに納税証明書として使用できるよう、納税証明書が一体となっていますが、口座振替にて納付される方につきましては、4月30日の振替納税が確認できた方について、5月中旬に領収済通知書と納税証明書を送付させていただきます。

納税証明書は、車検を受けられる際などに必要となりますので、領収書と共に大切に保管してください。(平成20年4月28日までに車検を受けられる場合は、平成19年度の納税証明書を使用することができます)

なお、これら納税証明書をなくされた方や、口座振替の方で納税証明書が送付される前に必要となった方については、税務課または各支所地域総務課窓口で納税証明書を発行させていただきます。ただし、金融機関での納付や口座振替から数日以内に納税証明書の発行を希望される場合には、領収書や振替口座の通帳など、納付したことを確認できるものをご持参いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 税務課 TEL 68-0004 FAX 63-0653

総合相談センター「みちしるべ」のご案内

司法書士による無料法律相談を行っています。相談を希望される方は、相談日の前の水曜日までに、下記へご予約ください。

- 南丹市日吉町生涯学習センター「遊youひよし」: 毎週日曜日 午後1時~4時
- 京丹波町「丹波マークス」コミュニティホール: 毎週土曜日 午後1時~4時
- 京丹波町瑞穂総合保健福祉センター: 毎週土曜日 午後1時~4時

◇予約・問合せ先 京都司法書士会事務局 TEL (075) 255-2566

証明書発行や戸籍届出等に本人確認書類が必要です

従来から、証明書の請求時や戸籍などの届出時に、本人確認できる書類の提示をお願いしていましたが、5月からは、本人確認が法律上のルールとなりました。代理人や使いの方についても確認をさせていただきます。戸籍謄本や住民票などの証明書請求時や戸籍の届出、住所異動の届出をされるときに、窓口で下記のいずれかの書類を提示してください。

●本人確認のために窓口で提示していただく書類

公的機関から発行された写真付きの証明書 1点

運転免許証、パスポート、写真つき住民基本台帳カード、外国人登録証明書、その他公的機関が発行した資格証明書 など

公的機関から発行された写真つきでない証明書など 2点

各種保険証、年金手帳、年金証書、貯金通帳、キャッシュカード など

◇問合せ先 市民課 TEL 68-0005

平成20年度労働保険年度更新のお知らせ

事業主の皆さん!平成20年度労働保険料(労災保険・雇用保険)の申告納付期間は、4月1日(火)~5月20日(火)(土・日・祝日は除く)です。平成19年4月から、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告納付も併せて行っていただくこととなりました。お早めに申告納付をお願いします。なお、申告納付は、受付会場または京都労働局、労働基準監督署ならびに最寄りの金融機関、郵便局で受け付けています。

◇問合せ先 京都労働局総務部労働保険徴収課 TEL (075) 241-3213

平成21年歌会始のお題は「生」

平成21年歌会始のお題は、「生」と定められました。宮内庁では、次の要領により、詠進歌を募集します。「生」の文字を使用していれば、音読・訓読は問いません

- 詠進要領 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。(お題を詠み込んでいない場合、一人で二首以上詠進した場合、すでに発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合、歌会始の行われる以前に新聞・雑誌その他の出版物、年賀状などにより発表した場合、その他詠進要領によらない場合は失格)

- 書式 習字用の半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号・住所・電話番号・氏名(本名、ふりがなつき)・生年月日および職業(なるべく具体的に)を縦書きで毛筆にて自書してください。※下図参照

<書式図> (習字用半紙・横長)

職業	氏名	住所	電話番号	〒	お題
生年月日	ふりがな	(山折り)			「生」

※職業は、無職の場合「無職」(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)、主婦の場合は単に「主婦」と書いて差し支えありません。

※海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し支えありません。
※病気または身体障がいのため、毛筆で自書することができない場合は、代筆(墨書)または本人がワープロやパソコンを使用して印字することができます。ただし、その理由(代筆の場合は代筆者の住所・氏名も明記)を別紙に書いて詠進歌に添えてください。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

- 詠進の期間 9月30日(火)まで(郵送の場合、消印有効)
- 郵便あて先 「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。
- ※疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて9月20日までにお問い合わせください。

◇問合せ先 宮内庁式部職 〒100-8111 宮内庁
宮内庁ホームページ <http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html>

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。